

---

第1回 日吉津村議会定例会会議録（第4日）

令和2年3月23日（月曜日）

---

議事日程（第4号）

令和2年3月23日 午後1時30分開議

- 日程第1 陳情第1号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情について（総務経済常任委員長審査報告）
- 日程第2 陳情第2号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出を求める陳情について（総務経済常任委員長審査報告）
- 日程第3 陳情第3号 日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める陳情について（総務経済常任委員長審査報告）
- 日程第4 陳情第4号 公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書について（教育民生常任委員長審査報告）
- 日程第5 陳情第5号 厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と地域医療の充実を求める意見書の提出を求める陳情について（教育民生常任委員長審査報告）
- 日程第6 議案第2号 日吉津村課制設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第3号 日吉津村監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第4号 日吉津村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第5号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第6号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第7号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 日吉津村における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 日吉津村被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第14 議案第10号 日吉津村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例を廃止する条例について
- 日程第16 議案第12号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第6回）について
- 日程第17 議案第13号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）について
- 日程第18 議案第14号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について
- 日程第19 議案第15号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について
- 日程第20 議案第16号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第21 議案第17号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第18号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第23 議案第19号 令和2年度日吉津村下水道事業会計予算について
- 日程第24 議案第20号 南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第25 発議第1号 日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 発議第2号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書について
- 日程第27 発議第3号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書について
- 日程第28 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第29 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第30 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第31 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 陳情第1号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情について (総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第2 陳情第2号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出を求める陳情について (総務経済常任委員長審査報告)

- 日程第3 陳情第3号 日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める陳情について  
(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第4 陳情第4号 公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書について  
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第5 陳情第5号 厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と地域医療の充実を求める意見書の提出を求める陳情について  
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第6 議案第2号 日吉津村課制設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第3号 日吉津村監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第4号 日吉津村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第5号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第6号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第7号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 日吉津村における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 日吉津村被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 日吉津村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例を廃止する条例について
- 日程第16 議案第12号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第6回)について
- 日程第17 議案第13号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3回)について
- 日程第18 議案第14号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)について
- 日程第19 議案第15号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第3

回) について

- 日程第20 議案第16号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第21 議案第17号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第18号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第23 議案第19号 令和2年度日吉津村下水道事業会計予算について
- 日程第24 議案第20号 南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第25 発議第1号 日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 発議第2号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書について
- 日程第27 発議第3号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書について
- 日程第28 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第29 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第30 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第31 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

---

出席議員（10名）

1 番 長谷川 康 弘	2 番 山 路 有
3 番 橋 井 満 義	4 番 三 島 尋 子
5 番 松 本 二三子	6 番 河 中 博 子
7 番 前 田 昇	8 番 松 田 悦 郎
9 番 加 藤 修	10 番 井 藤 稔

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 高 森 彰 書記 ..... 森 下 瞳

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	中田達彦	総務課長	高田直人
住民課長	清水香代子	福祉保健課長	小原義人
建設産業課長	益田英則	教育長	井田博之
教育課長	松尾達志	会計管理者	西珠生

午後1時30分開議

○議長（井藤 稔君） 皆さん、お疲れ様でございます。3月定例会もいよいよ最終日となりました。ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 陳情第1号

○議長（井藤 稔君） 日程第1、陳情第1号、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情についてを議題といたします。本陳情は本会議において総務経済常任委員会に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井委員長。

○総務経済常任委員長（3番 橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井です。ただ今本日の議事日程に上がりました陳情第1号についての結果と経過につきましてご報告をさせていただきます。

本陳情第1号につきましては、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情でございます。陳情の各趣旨につきましては、皆様お手元に配布のとおり陳情趣旨でございます。大まかに申し上げますと、本陳情につきましては、陳情者新日本婦人の会鳥取県本部会長山内淳子氏からでございます。この女性差別撤廃条約につきましては、国連で採択をされ、既に締結国が189カ国中、113カ国が批准をしているということでありまして、本陳情についての批准につきましては、日本国自体も批准をしておるところでございます。

本陳情の趣旨といたしましては、この批准云々とは、これに付随をいたしました女性差別撤廃条約の選択議定書についての早期批准を求めることが本来の趣旨でございまして、陳情項目は女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書を、貴議会から提出をして下さいということの申し出でございます。慎重審議の結果、本陳情について採択すべきが3、不採択すべきが1、ということで本陳情は採択すべきという結果になりましたのでご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 報告が終わりましたので、陳情第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は委員長報告に対し、反対の討論から行います。討論はありますか。

松本議員。

○議員(5番 松本 二三子君) 5番、松本です。わたしは総務経済常任委員会において採択とされた陳情第1号女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情について2点の理由から委員長報告に反対の立場で討論させていただきます。まず、女性差別撤廃条約についてですが、正式名称は女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約といい、1979年、昭和54年に国連で作られました。日本は1980年に調印し、1985年6月に国会の承認をへて締結、批准され、効力をもつことにより、日本の国籍法は大きく改正され、男女雇用機会均等法も制定されています。また、日本を含む締結国はこの条約の実施と進捗状態について国連に報告する義務があるため、女子差別撤廃委員会が設立され、審議し報告書の提出がなされています。また、選択議定書についてですが、内閣府の男女共同参画局の資料によると、女子差別撤廃条約選択議定書は1999年10月6日第54回国連総会において採択され、2000年12月22日に発行なっています。締約国は2020年2月で189カ国中113カ国ということで、こちらは日本はまだ批准されていません。ちなみに批准というのは条約を国会でよく話し合い、認めて国際的に宣言するということです。

また、陳情趣旨の中に女子差別撤廃条約の選択規定初については、早期批准について真剣に検討を進めると2020年までの政府の第4次男女共同参画基本計画にあるということもあり、政府にそういう考えがあると理解できます。国の方にそういう考えがある以上、今回日吉津村議会から意見書を提出する必要性は感じないということが1点目です。

2点目の理由として、不採択というものは当該地方公共団体の事務に無関係のものであったり、当該議会の権限外のものであったり、実現可能性がないといった場合などの意思決定のことだという点です。

国が早期批准について検討されていること、村議会としては今回意見書を上げるべきではないと考えるという2点を委員長報告への反対理由といたします。以上、皆さんのご賛同をよろしく

お願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 次に賛成討論を行います。

前田議員。

○議員(7番 前田 昇君) 7番、前田です。陳情第1号女性差別撤廃条約の選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情、総務経済常任委員会で採択されておりまして、その委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

この陳情は先ほど同僚議員も述べましたように、1979年に国連総会で採択された女性差別撤廃条約から20年後の、1999年その実効性を高めるために、国連で更に採択された選択議定書につきまして、日本の早期批准を求めるものであります。この選択議定書については本年1月現在すでに世界の113カ国が批准していますが、わが国は国の男女共同参画基本計画の中に、早期批准について真剣に検討を進めるとしながら、今なお、批准に至っていません。

女性差別撤廃条約の採択からすでに40年を経過し、この間わが国でも男女雇用機会均等法をはじめ、さまざまな取り組みがなされ、男女共同参画については本村も含め、全国のすべての自治体で取り組まれてきました。本村の議会に女性議員は10名中2名ということで、まだ少ないとは思いますが、それでも他の町に比べれば女性の比率は高い方であります。今回その内のお一人から反対討論がなされておりますが、先進国の首脳や経済人らが毎年スイスに集まります、ダボス会議で、有名な世界経済フォーラムという国際機関がありますが、この期間から昨年末に報告された日本の男女格差の国際比較の中では、日本はなんと121位という、まあ過去にも最低といえますかね、低い評価となっています。政府は少子高齢化などの背景もあって、女性活躍をうたったり、政策決定の場として国会議員の候補者を、男女均等にしようというふうに法律に定めておりますが、この世界の121位という格付は、先進国の一つと自負しながらあまりに不名誉な、評価ではないでしょうか。今、日本は世界の国々から、この問題に対する本気度が問われているんだというふうに思います。

こうした中、この前進を求める今回の陳情の趣旨は、十分理解できるものでありますし、そもそもこの問題について理解とか認識、また実生活においてわたくし自身果たしてこの女性差別撤廃を訴える資格があるか、というふうに揶揄されそうな自分ではありますが、この陳情の趣旨については深く賛同するものであります。

本村も男女共同参画社会を目指して取り組んできましたが、やはりわれわれ男性こそがその趣旨に賛同し、国へその意思を表明することが男女ともに認め合い、誰もが自分らしく生きていくため、そして本村の男女共同参画計画のスローガンである、ともに輝き、ともに幸せ、笑顔生ま

れる日吉津村、というその第1 歩につながるものだと思います。

ぜひとも、この陳情については採択を御承認いただきますように議員のみなさんのご理解とご賛同をいただきますよう、訴えて討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ほかにないようですので、討論を終わります。

これから陳情第1 号を採決いたします。本陳情に対する委員長の報告は採択すべきものであります。委員長の報告のとおり、本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（井藤 稔君） 起立少数と認めます。したがって、陳情第1 号は不採択することに決定いたしました。

---

## 日程第2 陳情第2号

○議長（井藤 稔君） 日程第2、陳情第2号選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出を求める陳情についてを議題といたします。本陳情は本会議において、総務経済常任委員会に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井委員長。

○総務経済常任委員長（3番 橋井 満義君） ただいま議長から報告がございました陳情第2号についての審査の結果と経過についてご説明申し上げます。

本陳情は、先ほど申し上げました陳情第1号と同一の陳情者でございます。新日本婦人の会鳥取県本部会長山内淳子氏からでございます。陳情内容につきましては、選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出を求める陳情でございます。

陳情の趣旨といたしましては、夫婦同姓の強制として両姓の平等と基本的人権を掲げた憲法に反するという点、そして再婚禁止期間の廃止も喫緊の課題である点、そして当陳情につきましては現在の日本の法律であります現行民法を改正することが、趣旨であるということが大きな基本的な3点かというふうに承りました。

基本的に委員各位、各様々な意見が出たわけではございますが、やはり日本の法律的問題、そして慣習並びにさまざまな課題はあるという点はあったわけではございますが、結果的には委員の意向を確認しました。そして結果として採択すべきものが2、不採択とすべきものが1、趣旨

採択とすべきものが1 ということで、多数決の結果採択すべきということで本陳情のご報告を申し上げます。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 報告が終わりましたので、陳情第2 号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、委員長報告に対し、反対の討論を行います。討論はありませんか。

松本議員。

○議員（5 番 松本 二三子君） 5 番、松本です。わたしは総務経済常任委員会で採択された、陳情第2 号、選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出を求める陳情について、委員長報告に反対の立場で討論させていただきます。現在の民法のもとでは結婚に際して、男女どちらかが改正しなければなりません。圧倒的に女性が男性の名字に合わせる人が多いのも事実です。

しかし、今回、調べた法務省の資料によりますと女性の社会進出に伴い、導入が求められている選択的夫婦別姓制度について、法務省としては婚姻制度や家族のあり方と関係する重要な問題ですので、国民の理解のもとに進められるべきものと考えます、とありました。また、平成8 年及び22年それぞれに改正法案を準備したが、国民各層にさまざまな意見があることなどから、国会に提出するには至らなかったようです。国の方でも、必要性は理解されているということだと思います。

先月後半に、日本海新聞の記事にも東京高裁での日本人同士の結婚で、夫婦別姓を選択できる規定が戸籍法にないのは憲法違反だとし、国に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、合憲と判断された記事が出ていました。裁判長は今回も国会で判断される事柄だとしておられました。

そこで、陳情第2 号も第1 号と同様に、法務省など国レベルでの動きがきちんと出ている点、当該議会の権限外であるなどの意思決定の考え方により、今回、村議会としては意見書を上げるべきではないという、この2 点を委員長報告への反対理由といたします。以上、皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 次に賛成の討論はありますか。

三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 4 番、三島です。陳情第2 号、選択的夫婦別姓の導入など、一日

も早い民法改正を求める意見書提出を求める陳情、委員長報告は採択でした。わたくしはこの委員長報告に賛成し、意見を述べます。選択的夫婦別姓制度とは、夫婦が望む場合は結婚後もそれぞれの姓を名乗ることを可能とする制度です。日本において夫婦が同じ氏を使用する夫婦同氏制度が導入されたのは、明治31年今から121年前です。婚姻の際、実際に夫の姓になっているのは96パーセント、間接的な女性差別であると思います。

夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反すると思います。法務省は法制審議会の答申、選択的夫婦別姓の導入の提言を受け、平成8年、平成22年に改正法案を準備いたしました。いずれも国会に提出せず、今日まで審議されておりません。平成27年12月閣議決定された第4次男女共同参画基本計画において、国民意識の動向も考慮し、選択的夫婦別姓の導入の民法改正に関し、司法の判断も踏まえ検討を進めるとしています。夫婦のどちらかが改姓をしなければ婚姻と認めない現制度では、事実婚による結婚の形骸化などさまざまな問題が生じています。

通称併記による対応は、改姓した側の婚姻状況を知らしめることになり、プライバシーの侵害にもつながりかねません。生まれ持った氏名で、キャリアが継続できれば、女性活躍の推進にも大きく寄与するものと考えられるものです。家族の在り方は、国が上から指図して決めるものではなく、当事者の自由な選択に任せるべきです。女性権利条約の批准や男女共権意識の高まり、家族の在り方が多様化する中で、平成30年2月内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓の法改正に賛成、容認が66.9パーセント、反対の29.3パーセントを大きく上回りました。年代で見ますと多くの方が初婚を迎える30代の賛成・容認の割合が84.4パーセントに上ります。

弁護士小池信行さんの弁によりますと、この方は元法務省民事参事官で法制審議会の幹事として1991年から5年間、民法改正、選択的夫婦別姓の制度について携われた方です。その弁によりますと、夫婦別姓を認めるかどうかは多様な生き方を認めるということがありまして、姓は人が個人として尊重される基礎であり個人の人格の一部である。婚姻によって姓を改めなければならないとすることは人格、人格権の侵害につながるという声が最も多かったと述べておられます。

またエムネット民法改正情報ネットワーク理事長の坂本洋子さんは、夫婦別姓を認めるかどうかは多様性の生き方、先ほども申し上げましたけれども、多様性の生き方を認める社会ができるかどうか、そして少数者の権利が尊重される社会にできるかどうかという試金石になるということをおっしゃっています。強調されています。憲法が保障される権利が守られるかどうかという行

動をしてほしいということを申し上げます。男女同権の理念に基づき、選択的夫婦別姓導入の一日も早い民法の改正を求める意見書の提出に賛成し、わたくしの討論とさせていただきます。皆さんの賛同よろしく願いをいたします。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ほかにないようですので、討論を終わります。

これから陳情第2号を採決いたします。本陳情に対する委員長の報告は採択すべきものであります。委員長の報告のとおり、本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（井藤 稔君） 起立少数と認めます。したがって、陳情第2号は不採択することに決定いたしました。

---

### 日程第3 陳情第3号

○議長（井藤 稔君） 日程第3、陳情第3号日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める陳情についてを議題とします。本陳情は本会議において総務経済常任委員会に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（3番 橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井でございます。ただいま議長の方から報告がございましたとおり、陳情第3号についての陳情の経過と結果についてご報告をさせていただきます。陳情提出者、今議会冒頭でもございました第1号、第2号と同じく、第3号も提出者、新日本婦人の会鳥取県本部、会長山内淳子氏からでございます。

陳情は日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める陳情でございます。陳情の趣旨としましては、お手元の陳情書のとおりでございますが、旧日本軍におきます侵略戦争と植民地支配のもとでの女性たちの強制的、慰安婦問題ということについて、国連の女性差別撤廃委員会をはじめとした国連や国際機関が、日本政府に繰り返し問題解決を勧告し、責任を問い続けておるといふことですのでございます。

日本政府については、被害者と国際社会に受けられる真の解決へ今こそ踏み込み、被害者への真摯な公式謝罪と賠償、次世代への教育など慰安婦問題の真の解決を行うことを求める意見書を貴議会より提出をして下さいということが、陳情の項目でございます。

本陳情につきましては、各委員の中でも意見が割れたところでございますが、本趣旨について

の過去の謝罪なり云々ということにつきましての問題は、解決済みであるということ。そして、それはまだ解決とは別の話であるということと、そして本陳情のこの新日本婦人の会並びに関連団体としても、そういった働きかけを、韓国国内でも同一歩調でやられておったりということが、現実のことではないかなというふうに思っております。客観的にこの問題は国を揺るがす重大な課題でもあり、さまざまな委員からも本陳情が地方議会での審議に値するののか、しかしながら、やはりこれは紳士的に各めいめいの議会でも取り上げるべきではないかという、さまざまな意見もございました。

結果的に各委員の判断を仰ぎましたところ、本陳情を採択すべきものが2、不採択すべきものが2で委員4名の意見が割れました。そして最終的には委員長採決により、不採択3ということでありまして、本陳情3号は不採択すべきということで結果を報告させていただきます。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 委員長報告が終わりましたので陳情第3号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず委員長報告に対し、反対の討論から行います。討論はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。陳情第3号、日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める陳情、委員長報告は不採択でした。わたくしは委員長報告に反対し、採択して意見を提出することを求め討論させていただきます。日本軍慰安婦の本質的問題は多くの女性を軍の慰安所に閉じ込め、性的奴隷状態においたことにあり、女性の人権、人間の尊厳を回復する課題です。

慰安婦の存在は当時のこうていとして 恥ずべきことであり、それを隠そうとして強制性はなかった。軍の関与はなく、証拠はない。民間業者が設置運営したとしていますが、日本軍による慰安婦の眺望、収拾、慰安所の設置運営は現地部隊が定めた各種管理運営規定でも明らかになっております。

1993年8月4日、慰安婦関係調査結果発表に関する河野洋平内閣官房長官は、以下のように談話で述べております。従軍慰安婦問題については、政府は一昨年1991年12月より調査を続けてきたが、結果がまとまったので発表する。今次調査の結果、長期かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は当時の軍当局の要請で設置さ

れたものであり、慰安所設置、管理、慰安婦の輸送については旧日本軍が直接、あるいは間接にこれに関与した。慰安婦募集については、軍の要請を受けた業者があたったが、その場合も官権、強圧によるなど、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、さらに官権等が直接にこれに加担したことも明らかになった。

また、慰安所における生活は強制的な状況の下で痛ましいものであった。当時の朝鮮半島はわが国の統治下にあり、その募集、移送、管理等も強圧によるなど、総じて本人たちの意思に反して行われた。いずれにしても、本件は当時の軍の関与の基に多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府はこの機会に改めてその出身地の如何を問わず、従軍慰安婦として多数の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負わされたすべての方々に対し、ここからのお詫びと反省の気持ちを申し上げる。このような歴史の真実を回避することなく、歴史の教訓として直視していき、歴史研究、歴史教育を通じてこのような問題を長く記憶にとどめ、同じ過ちを決して繰り返さないという固い決意を改めて表明する。と、一部を省いておりますが、このように談話で述べています。

河野氏は強制連行の物的証拠はないとしながらも、本人たちの意に反して集められた事例が数多くあった。少なくとも、被害者でなければ到底説明することのできないような証言を重く見る必要があると、強調し、慰安婦被害者である当事者の証言こそが最大の物証であり、証拠としています。当時の国際法、日本が加盟していた21歳未満の婦人、及び児童の売買禁止に関する国際条約にも違反しております。

河野談話後の歴代内閣も、河野談話のとおりとし、安倍政権も河野談話を継承すると閣議決定していましたが、しかし、その後河野談話の見直しをせまり、歴史の真実を隠す歴史修正をし、日本政府は未だに加害者責任をも認めようとしていません。韓国政府は2011年8月、憲法裁判所の日本軍慰安婦問題のために、日本政府と交渉しないのは憲法違反との判決を受け、日本政府に協議を求めています。日本政府は交渉の場に出て、歴史の真実と向き合ってこそ深い信頼と共感が寄せられ、それこそ、日本がアジアと世界の中でゆるぎない関係、地位を築くことができるのではないのでしょうか。

今、ジェンダー平等を求める世界的な動きが強まっています。女性に対する暴力と性差別をなくすことは、すべての人の幸せを守る社会発展の基本条件です。そうした問題として、今議会で採択し、国に強く求めることを意見として延べ、採択の討論といたします。皆さんの賛同を、よろしく願いをいたします。

○議長（井藤 稔君） 次に、賛成の討論はありませんか。

長谷川議員。

○議員（1 番 長谷川 康弘君） 1 番、長谷川です。わたくしは陳情第3 号、日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める陳情について、不採択とする委員長報告に賛成の立場で討論させていただきます。

陳情の趣旨には真の解決に踏み出すべきと記載してありますが、慰安婦の問題につきましては、国家間の問題であり河野談話、村山談話をはじめ、それ以降も政府は、機会あるごとにここからのお詫びと反省の気持ちを表明し、韓国に対し謝罪してきました。近年韓国大統領がここから謝罪をせよと発言していますが、2015年の日韓外相会談でも、慰安婦問題の解決について合意に至っているなど、すでに国家間では解決済みであると考えます。

よって、村議会では意見書を提出すべきではないと考え、陳情第3 号を不採択とする委員長報告に賛成いたします。皆さま方のご賛同をお願いいたしまして、討論を終わらせていただきます。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから陳情第3 号を採決します。本陳情に対する委員長の報告は不採択とすべきものですが、したがって原案について採決いたします。本陳情を採択することに賛成の方の起立をお願いします。

〔起立少数〕

○議長（井藤 稔君） 起立少数と認めます。したがって、陳情第3 号は委員長の報告のとおり、不採択することに決定しました。

---

#### 日程第4 陳情第4 号

○議長（井藤 稔君） 日程第4 、陳情第4 号公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書の提出を求めるに陳情書についてを議題とします。本陳情は本会議において教育民生常任委員会に付託していただきましたので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

松田教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（8 番 松田 悦郎君） 教育民生常任委員長の松田です。ただいまより、教育民生常任委員会の陳情審査報告を行います。教育民生常任委員会に付託されました陳情第4 号を、令和2 年3 月5 日9 時から議会委員会室におきまして審査を行いました。出席議員の敬称

は略します。河中、山路、加藤、松本、松田の常任委員5人で慎重審議を行い、その審査経過と結果を報告します。

陳情第4号は公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情であります。審査に出された意見を申し上げます。最初に、令和2年度での子育てについては、内閣府から新制度予算が出ていましたが、すでに大きく予算が上がっているように見えた。陳情では土曜午後保育に係る公定価格の減算をするのではないかとされているが、国の説明ではそういうわけではないようにみえた。公定価格の設定方法は積み上げ方を維持されているところもある。保育士の処遇改善については、新しい政策パッケージに基づき、平成31年4月から1パーセントにつき3,000円相当の処遇改善も実施している。また、無償化で区市町村全部にお金関わっているし、国も頑張っているので必要心配することではない。

次に保育士の賃金は生産性がみえないのが課題である。幼稚園と保育所を比較すると勤務時間でも相当違いがあり、勤務終了後の残務整理などで遅くなるなどを考えると、少しはこの陳情趣旨もわかる。

次に、保育士の負担軽減や賃金労働条件を改善するのが目的と思うが、保育基準は明確にしてあるし、賃金については一般の会社、役所でも35、40歳から賃金曲線も急に上がる年代であったりしており、この陳情データだけでは判断しづらい内容であると思う。

次に、公定価格については、国の補助を減額する意味なのかなと思う。待機児童ゼロや保育士の処遇改善についてももう少しわかりやすく、具体的に書いてもらおうとよいなと思うが、一般的に保育士さんの給料は安いと思う。

以上のような意見が出され、採決した結果不採択2名、趣旨採択2名となりましたが、委員長採決により不採択となりました。以上、報告終わります。

○議長（井藤 稔君） 委員長報告が終わりましたので、陳情第4号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、委員長報告に対し反対の討論を行います。討論はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。陳情第4号、公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情、委員長報告は不採択

でした。わたくしは委員長報告に反対し、採択を主張して意見を述べます。

すべての子どもが安心、安全と発達を保障される保育のために、保育料の無償化は大切です。しかし、このたびの無償化の背景は、最悪の不公平税制である消費税10パーセントへの増税が前提の無償化です。

昨年10月保育料公定価格から、副食費4,500円を除外し保護者負担とする法改正が施行になりました。日吉津村は3歳以上児の副食費4,500円は村の負担、保護者負担なしとして法改正に合わせ実施されており、これについては多いに評価いたします。保育所の食事は保育の一環であり、保育に通常必要な費用であることを法に明記すること。自治体、村の財政、保育の充実には副食費は公定価格に含めるよう国に求めることが重要です。

また、保育所の公定価格上の配置基準、基準分単価に含まれる職員構成などは幼稚園より低い基準です。なぜ、価格差があるのか。保育所の公定価格を上げることも必要です。この基準の格差が保育処遇改善を阻んでいると考えるものです。

公定価格の格差は、幼稚園と保育所の子どもの中に、保育条件や保育の質に差をもたらすなどゆるされないことです。無償化の基では、この格差は早急に改善しなければなりません。公定価格の改善は安全、安心の保育で子どもの発達を保障する保育に努力している保育士の労働条件を改善し、少子化の時代に安心して子どもを産み、育てることができるよう最も優先する基本的政策として重視することです。

そのためには、国の財政負担を削減するために公定価格を引き下げのではなく、引き上げを強く求めることが子どもへの責任だと考えるものです。かつては保育に対する国の負担は補助金でした。しかも、保育に係る費用の80パーセントを補助していました。現在は、交付税に組み込まれ一般財源となっています。公定価格の引き下げは、保育運営に対する交付税が引き下がることに繋がります。国の負担を引き上げ、保育条件の改善でこそ、待機児童対策も質の良い保育も前進することを確信するものです。

以上、採択の意見とし、討論といたします。皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 賛成の討論はありませんか。

加藤議員。

○議員（9番 加藤 修君） 9番、加藤です。陳情第4号の委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。保育基準は記載されており、保育士の月給と全産業との平均との比較は出されていますが、公務員においては格差はありません。賃金曲線が急に上がる年代であり、保育士の賃金が上がる方がいいわけですけれども、今回の陳情にはまったく伝わってきません。よって、委員

長報告不採択にすべきに賛成いたします。皆様のご賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（井藤 稔君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、陳情第4号を採決します。本陳情に対する委員長報告は不採択とすべきものです。したがって、原案について採決をいたします。本陳情を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立少数〕

○議長（井藤 稔君） 起立少数と認めます。したがって、陳情第4号は委員長の報告とおり、不採択することに決定しました。

---

#### 日程第5 陳情第5号

○議長（井藤 稔君） 日程第5、陳情第5号厚生労働省による公立、公的病院名の公表の白紙撤回と地域医療の充実を求める意見書の提出を求める陳情についてを議題といたします。本陳情は、本会議において教育民生常任委員会に審査を付託しておりますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

松田教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（8番 松田 悦郎君） 教育民生常任委員長の松田です。ただいまから、教育民生常任委員会からの陳情の審査報告を行います。教育民生常任委員会から付託されました陳情第5号の審査経緯と結果の報告をします。陳情第5号は、厚生労働省による公立公的病院名の公表の白紙撤回と地域医療の充実を求める意見書の提出を求める陳情であります。

審査で出された意見を申し上げます。最初に陳情内容がよくわからない。どうして名前を挙げたらいけないのかもわからない。名前を上げたらこの病院はなくなる可能性がある風評を与えているものではない。この病院名を再検証すると、政府はなくしていく方向はあるかも知れないが、その白紙撤回を求める意見書は別に出す必要はない。病院がなくなるのはわかるが、この陳情は意味がわからない。

次に、厚生労働省が公表することに強制力はないし、過剰と言われるベッド数の削減などの議論をうながすことが狙いだと思う。名前を上げられた病院はそれぞれ特徴があるし、公表をしたからやめなさいではなく、その病院で改善できることを頑張ってくださいというのが狙いである。国とすれば適正規模の医療関係を維持しなければならないし、医療給付費に反映させることや、

国から出す調整交付金にも影響するので厚生労働省の発表は当然である。

次に、山間地でこのように名指しされると限界集落では病院には人が減る。そのような背景があって、利用率も含めて名前を上げるのは厚生労働省はもっと配慮すべきである。

次に、この記事に対して平井知事が全国知事会の中で、国は病院名の公表を撤回するなど信頼回復に向けた努力をしてほしいと言われている。名前を公表されたことは、山間地のベッド数は多くあるし、患者数が少ない病院だと烙印を押されたことで皆さんが怒っておられる。これだけ大事な病院であることをわかりもしないで、これらの病院を一つにしようとか、使っていないなら一つの病院で利用者をいっぱいにするればよいのではないかという考えであり、そのことで平井知事は意見を出されているし、全国町村会からも意見書が出ているので、必ず国には届いていると思う。しかし、この陳情は時期が遅すぎるし、白紙撤回までする必要はない。

以上、不採択3名、趣旨採択1名で不採択となりました。以上で報告を終わります。

○議長（井藤 稔君） 報告が終わりましたので、陳情第5号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので、これから討論を行います。討論はありませんか。三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。陳情第5号厚生労働省による公立・公的病院名の公表の白紙撤回と地域医療の充実を求める意見書提出を求める陳情について委員長報告は不採択でした。わたくしは委員長報告に反対し、採択して国に意見書を提出することを求め意見を述べます。

政府は国の公立・公的病院に対し、入院の病床数を全国で5万床減らす地域医療構想に即した改革プランを求めています。しかし、削減が思うように進まないため、厚生労働省は昨年9月26日、公立・公的病院の再編統合に向けた議論を則すとして、全国424の病院名を一方的に公表しました。

そして今年9月までに再編・統合・機能移転・ベッド数縮減などの計画を具体化するよう求めてきました。全国の病院、自治体、住民から驚きと激しい怒りの声が上がっています。鳥取県も陳情にあるように町立岩美病院、町立西伯病院、町立日南病院、鳥取県済生会境港総合病院の4病院名が公表されました。病院が無くなるのではないかと関係自治体、町民、市民、病院関係者、医療関係者に大きな衝撃と不安をもたらしています。

再編統合の対称とされた4病院はいずれも医療資源が乏しい地域において、住民の命と健康を

守る病院であり、安心して住み続けられる地域づくりに欠かせないものです。西伯病院には精神科の入院施設があり、西部地区全体の医療に果たす役割は大きく、単純に稼働率で割り切れるものではありません。国はこれまでも都道府県単位、地域単位で徹底して医療費を抑制していく具体的仕掛けをつぎつぎと出してきました。政府のいう地域医療構想は不足する医療の充実をはかるため、将来あるべき医療の姿を明らかにするなど説明していますがまったく違い、地方や国民から医療を取り上げるものです。公表された424の病院の7割が、地方の中小病院であることをみても、農業をつぶし、過疎が進む地方を切り捨てるもので、地方創生にまったく反するものでゆるしてはなりません。

平井鳥取県知事は全国病院開設協議会の会長として懸念を表明、その後、開かれた国と地方の協議会の場で、全国知事社会保険常任委員長として、あまりにも唐突で不適切、国の姿勢に疑問を持つ、リストを返上してもらいたいと撤回を求めました。県内の各院長、事務管理者から意見が上がっております。地方の否定につながりかねない。この病院に来るのさえ40分かかる、更に遠い医大まで行けというのか。

境港済生会病院では年間救急患者を5000件、松江からの患者が1割、クルーズ船や国際空港があるので感染症対策病院に位置付けられている。地方創生というなら医療の確保が1番、医療のないところに人が来るだろうか。まさに地方切り捨てなどと厳しい批判と撤回を求める意見が出されています。この問題はこの病院のある自治体だけの問題ではありません。医師や地方自治体が今日まで大変な努力で築き、守ってきた住民の命を守る砦である病院を取り上げる地方自治破壊であり、国の横暴な地方と住民切り捨てを許してはならない問題です。こうした横暴な国の姿勢を許すことは、全ての国の政策に影響する重要な問題であります。県とともに自治体が力を合わせ、国に迫るかどうかが問われています。

今回のコロナウイルス問題も、19日厚生労働省の作業部会が開かれ、医療団体の委員からは、感染症対策のためには平常時に医療体制を強化しておく必要があると強調発言しています。全国自治体病院協議会の会長は、国立公的病院には新型コロナの感染者が多くおり、病院機能がマヒしかかっている。今の医療体制では地方での重傷者はなかなか見れない。有事対応のため、常に医療体制は余裕を持っておかないといけない。効率化の名で病床削減させてはいけないと発言しております。

日本医師会の中川俊男氏は、イタリアの背景には医療費削減による医療従事者不足があると指摘、救急時対応のための病床数に余裕を持たせておくことや、医療機器の備えに国が財源確保することを求めました。医療の充実、ゆとりがいかに重要かを示しております。今、政府はすべき

ことは深刻な医師不足の解決であり、過労死に追い込む医師の労働時間の削減、介護労働者の待遇改善をして介護者の確保などです。すべての市町村が協働して力を尽くす時です。村民の命を守る問題として高い立場で捉え、陳情を採択し、国に意見書を提出することを強く訴えます。皆さんの賛成をよろしく願いをいたします。

○議長（井藤 稔君） 次に、賛成の討論はありませんか。

加藤議員。

○議員（9 番 加藤 修君） 9 番、加藤です。陳情第5 号の委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。病院の建設には多額の国費が投入されており、その運営は正当に行われなければなりません。すでに全国町村会から意見書が出されています。時期的に遅いと思われますので、よって委員長報告不採択に賛成の立場で討論をいたしました。皆さま方のご賛同よろしく願いをいたします。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから陳情第5 号を採決します。本陳情に対する委員長の報告は不採択とすべきものです。したがって原案について採決いたします。本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（井藤 稔君） 起立少数と認めます。したがって、陳情第5 号は不採択することに決定しました。

---

#### 日程第6 議案第2号

○議長（井藤 稔君） 日程第6 、議案第2 号日吉津村課制設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第2 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2 号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第3号

○議長（井藤 稔君） 日程第7、議案3号日吉津村監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第4号

○議長（井藤 稔君） 日程第8、議案第4号日吉津村職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第5号

○議長（井藤 稔君） 日程第9、議案第5号日吉津村特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第5号を採決

します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第6号

○議長（井藤 稔君） 日程第10、議案第6号日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第7号

○議長（井藤 稔君） 日程第11、議案第7号日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第8号

○議長（井藤 稔君） 日程第12、議案第8号日吉津村における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第9号

○議長（井藤 稔君） 日程第13、議案第9号日吉津村日吉津村被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第14 議案第10号

○議長（井藤 稔君） 日程第14、議案第10号日吉津村日吉津村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号

○議長（井藤 稔君） 日程第15、議案第11号日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第12号

○議長（井藤 稔君） 日程第16、議案第12号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第6回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第13号

○議長（井藤 稔君） 日程第17、議案第13号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第14号

○議長（井藤 稔君） 日程第18、議案第14号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第14号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第15号

○議長（井藤 稔君） 日程第19、議案第15号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第15号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20 議案第16号 から 日程第23 議案第19号

○議長（井藤 稔君） お諮りいたします。日程第20から日程第23までは予算審査特別委員長審査報告ですから、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、日程第20、議案第16号令和2年度鳥

取県西伯郡日吉津村一般会計予算について、日程第21、議案第17号令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、日程第22、議案第18号令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について、日程第23、議案第19号令和2年度日吉津村下水道事業会計予算についてを一括議題とします。本4議案は本会議において予算審査特別委員会に審査を付託をしていますので、予算審査特別委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

松田予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（8番 松田 悦郎君） 予算審査特別委員長の松田です。ただいまより予算審査報告を行います。令和2年3月23日日吉津村議会議長井藤稔様、予算審査特別委員長松田悦郎。委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

まず、議案第16号令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算は、賛成多数で原案可決であります。議案第17号令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算は、全会一致で原案可決であります。議案第18号令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、全会一致で原案可決であります。議案第19号令和2年度日吉津村下水道事業会計予算につきましては、全会一致で原案可決であります。

つづきまして、この審査日知事ではありますが、令和2年3月11日、12日、13日、16日、19日あります。審査場所は議会委員会室であります。委員構成につきましては、委員長わたくし松田悦郎、副委員長橋井満義、委員井藤稔、山路有、加藤修、三島尋子、松本二三子、河中博子、前田昇、長谷川康弘、以上であります。説明のため出席した者、教育委員会から井田教育長、松尾教育課長、総務課から高田課長、鬼束係長、住民課から清水課長、福祉保健課から小原課長、保育所から山路所長、建設産業課から益田課長、小乾主査、齊古主査、議会事務局、高森局長であります。

次に、令和2年度予算審査特別委員会付託事件審査報告書、最初に一般会計からであります。令和2年度当初予算は、中田村政初の予算編成である。歳入、歳出の総額はそれぞれ24億4,518万7,000円を計上し、対前年度比113パーセントの2億8,095万3,000円の増額予算である。

歳入の主なものは、村税で164万4,000円の減額であるが、個人の微増もあるものの、法人が減少している。固定資産税では個人住宅分が増加したが、償却資産の減少により6億1,902万6,000円となっている。地方消費税交付金は8,946万3,000円で、税率改正により1,189万9,000円の増、地方交付税では7,050万円の増額で対前年度比117パーセントとなっている。大幅増額となったものでは財政調整基金繰入金が5,219万2,000円の増額で1億4,430万4,000円、寄附

金では6,000万円の増額で9,000万円を計上。これはふるさと納税の前年度実績を見込んだ予算である。また、この寄附金を原資として夢育む村づくり基金に1億206万7,000円を繰入れしている。

歳出の主なものは、民生費委託料の保育所等複合施設新築工事の設計並びに既存建物解体工事の設計委託料として7,506万3,000円を計上、民生費は対前年度比113パーセントの9億636万4,000円となっている。土木費道路新設改良費として1,180万9,000円を計上、これは交通事故多発の村道役場線と2号線交差点の改良工事に伴う新規予算である。農業振興費では、排菌床の試験農場委託料100万円、公園費では指定管理調査委託料として288万7,000円があらたに計上されている。教育費では、2億5,607万8,000円の前年予算より7,736万2,000円の増額計上で、対前年度比143パーセントである。小学生の沖縄交流事業と中学生のオーストラリア交流事業で731万、新規事業では、日吉津村のピアールとしてのダンス関連及び着ぐるみ等で270万円、オリンピック聖火リレー負担金200万円、本村で開催予定のターゲットバードゴルフ大会補助金105万5,000円が計上されている。本委員会は審議の結果賛成多数で可決すべきとなった。少数意見として、公園費指定管理費調査委託費は拙速な予算計上であり、村民から広く意見を聞くべきとするなどがあった。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計であります。歳入歳出の総額はそれぞれ3億7,356万7,000円とし、前年度より665万3,000円の増額で対前年度比102パーセントである。歳入の主なものでは、県支出金の保険給付費等交付金の2億7,884万5,000円で前年度より1,918万3,000円の増額、対前年度比107パーセント村は保険給付金を徴収し県の国保連合会に納付、その後交付される制度である。保険基盤の安定を図るため村の一般会計から1,571万5,000円を繰入れし、財政変動を抑制している。退職者退職被験者等の保険給付費については制度改正により、廃目整理となった。

歳出の主なものは、保険給付費の2億6,807万9,000円で前年度より1,051万7,000円の増額、対前年度比104パーセント、退職被保険者の廃目による減額があるものの、高額療養費は上昇の傾向にあり3,672万1,000円を計上、保険事業納付金は一般被保険者後期高齢者支援金等と介護各納付金が増加傾向にある。一般会計からの繰入金依存度が高く、予算運用に慎重を期すべきである。本委員会は審議の結果、全会一致で可決すべきとなった。

次に後期高齢者医療特別会計であります。歳入歳出の総額はそれぞれ4,612万2,000円で前年度より134万円の増額、対前年度比103パーセント。歳入では前年度より保険料の特別徴収が235万8,000円の減。普通徴収が396万円の増額となり、3,955万2,000円を計上。

歳出では広域連合への納付金が4,518万1,000円が主なもので、入出差額が事務経費である。本会計は、全県化の市町村が構成する広域連合に納付し、村では窓口業務や保険料の徴収事務を行っている。今後とも保険料の徴収に留意されたい。本委員会は審議の結果全会一致で可決すべきとなった。

次に、下水道事業会計であります。今年度会計から公営企業会計に変更となり、従来の単年度会計と大幅に改正された。入については収益的収支、資本的収支に分類された。収益的収入1億7,061万9,000円で使用料7205万6,000円、村の一般会計繰入金5,165万2,000円が主なものである。

収入は1億6,604万6,000円で、処理場費3,549万7,000円。原価償却費8,556万9,000円が主なものである。資本的収入274万2,000円で、240万円の下水道使用受益者負担金が主なものである。支出は4,220万3,000円で、4,104万3,000円の企業債償還金が主なものである。今後は貸借対照表に照らし、適正な運用をされたい。本委員会は審議の結果、全会一致で可決すべきとなった。

以上が各会計の審査報告ですが、別紙に各課の付帯意見を添付していますので、各担当課は慎重審議をお願いをしまして報告を終わります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 報告が終わりました。これから議案第16号令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算についてを議題とします。本案に対しましては、前田昇議員他1名から修正動議が提出されております。したがって、ここで議会運営委員会開催のため一時休憩をいたします。

午後3時05分休憩

午後3時25分再開

○議長（井藤 稔君） 再開します。まず、提出されました修正案について議題といたします。提出者の説明を求めます。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。議長の取り計らいで修正動議を議題とさせていただきました。すでに議員の皆さんには書類について配布されておると思いますので、まずそれについて簡単に触れたいと思います。議案第16号令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算に対する修正動議について、上記の動議を地方自治法第115条3及び日吉津村議会会議規則第17条の規定により別紙修正案を添えて提出します。

理由については後程る述べますので、まずその修正の内容についてご説明を申し上げます。

令和2年度の新年度一般会計予算におきまして、第1条第1項中24億4,518万7,000円を24億4,230万円に改める。一般会計の総額を、減額をする修正案であります。具体的には最後のページの参考を見てくださいと、その歳出におきまして都市公園の公園費第7款第3項2目の公園費におきまして、指定管理調査の委託料を288万7,000円が予算計上されておりますが、これを削減をして、この委託料をゼロにするというふうな内容であります。原案は委託料が合計で416万3,000円になっておりますが、わたしの修正案で288万7,000円を減額しまして、修正後を127万6,000円とするというふうな提案であります。

それに合わせて歳入の方の財源の方であります。村の財政調整基金の繰入金と同額減額をしまして、歳入歳出の金額を同金額にするというふうな提案であります。一枚戻っていただきまして、先ほどの公園費の委託料288万7,000円を減額しますと都市計画費、さらには款の土木費いずれも288万7,000円を減額になりますので、お手元の資料のようにそれぞれ減額修正をいたしまして、歳入歳出とどう金額にするというふうな内容であります。

これについての修正の提案をいたしました理由についてこれから述べさせていただきます。村長は新年度に、海浜運動公園における指定管理者制度の導入を検討するため、この4月から外部の民間事業者へ調査業務を委託するとされております。そしてその委託先の業者から派遣されるスタッフを公園の責任者として迎え、その人件費を含めた委託料288万7,000円を予算計上をされております。この委託契約は2年間の予定で実施されると説明を受けております。

この指定管理者制度という制度は、公の施設の管理を効率化するという手法で、2003年の地方自治法の改正によって導入されたものであります。その後15年以上を経過してございまして、各地でその制度が実施されておりますが、いくつかの問題点や課題が指摘されております。

たとえば、民間業者が受託する以上、住民へのサービスよりも企業の収益性を優先する傾向がぬぐえないということ。収益性が見込まれない場合には、委託内容の変更とか、あるいはその業者の撤退というものが発生するというところで、現在も各地でそういうトラブルが起きております。また、利用者の立場から言いますと利用者の声が直接行政に届きにくくなる一方で、行政の方もその施設の管理を業者に委託をするわけですから、チェックが十分きかなくなるというふうなリスクがあります。ちなみにそういった状況ではあります。施設の大きな改修とかあるいはその施設において大きな事故が発生した場合などは、相変わらず行政の責任は問われるというふうな状況であります。

また、指定を継続するうちに、結局は一業者しかその指定管理者として応募をしなくなるというふうな例もあります。本村の施設におきましては、これまで指定管理者制度の導入は行ってき

ておりませんでした。西部広域行政管理組合の施設であるうなばら荘につきましては、村長が理事長を務めるうなばら福祉事業団において、指定管理者を受けて営業を引き受けておると、そのために諸事情から発生します毎年の赤字を補填しているというのが実情であります。つまり、指定管理者制度に導入にあたっては、慎重を期すべき点が多々あるということが明らかになっております。

そして今回の予算化に至る問題点を3点ほどわたしなりに付け加えさせていただきますと、まず1点は、海岸一帯を活性化したいという村長の思いは全く否定するものではありませんが、海浜運動公園の設置目的とか現状の課題などを村民とともに考えるのではなく、新年度早々に民間業者に委託してしまうということは必ずしも村の活性化につながるとは思えないという点であります。

2点目はこの度の見直しにつきまして、この3月議会冒頭の村長の施政方針には、一言も触れていませんでした。また村長の諮問機関である行財政検討委員会に諮られた形跡もありません。更には、日ごろ芝生広場や多目的広場をご利用いただいている村民のグループの皆さんへの説明もされていないように伺っております。このような指定管理者制度という大きな方向転換において、村民とか関係者に協議をすることなく着手してしまうことは、本村の最高規範である自治基本条例の参画と共同の村づくりに、逆行することになるのではないかというふうに考えております。

そして3点目ですが、今後更にその指定管理者の正式決定を行う予定であります。そのための入札を行う以前に早くも一民間業者に委託をして、海浜運動公園の管理を任せてみるというふうな進め方は、行政の公平さとか透明性の観点から重大な問題を引き起こすのではというふうに危惧をしております。そのような3点、その他にもいくつかの疑問があるわけですが、そういった点についてはまだまだ議論がされていないというふうに言わざるをえません。

海浜運動公園は、少なくとも明治以来の村民による植林の歴史など、今に伝える海岸の松林を利用して整備してきた都市公園であります。数々の思い出深い催しをしてきた心のよりどころでもあります。村民共有の財産である海浜運動公園を、民間業者に任せる前にまずは白紙の状態での今後の管理や活用方法などについて、村民との情報共有を諮って検討すべきだというふうに考えます。

昨年就任された中田村長にとっては、初めての当初予算案ということで、異論をはきむことは差し控えたいというお考えの方もあるいはあるかも知れませんが、行政のチェックを第1の責務とするわれわれ議会は、村民の皆さんから付託された議決権をきっちりと行使する責任が重い

考えます。今回の業者委託のための委託料予算については、この一部予算の修正を求めることが二元代表制の一方として、わたしたち議会がとる態度だというふうに考えますので、ぜひ皆さんのご理解の上ご賛同をお願いをしたく、お願いを申し上げます。以上、提案理由とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井藤 稔君） 以上で説明が終わりましたので、これから修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

松本議員。

○議員（5 番 松本 二三子君） 5 番、松本です。委員会の中でもおっしゃっていましたが、だいたいの要件はわかるんですけれども、ここだけを外すということはわかる、ほかのところにあまり異論はないというところを言われるために、修正動議を出されたらと思うんですけれども、万が一ですね、この海浜運動公園について、村長のお考えとしては今後のことを考えていろいろ民間の意見も入れた方がいいのではないかと出されたものだとは思いますが、まあ拙速すぎるとするのは皆さん出ている意見なんですけれども、では、まったく何もせずにこのままこの海浜公園は続けて、このままやっていくべきだと思って、このままこれを出されたのかどうかというのを一点お聞かせ下さい。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） ご質問に対してお答えさせていただきます。海浜運動公園をはじめ海岸区域を、エリアを、日吉津村の拠点として活性化するということについては、まったくわたくしはやぶさかではありません。そのことを、村民の皆さんにも理解をいただき、大胆な改革をしていくためにこそ、すぐさま民間業者に委託するのではなくて、村当局あるいは議会も一緒になってですね、検討するというのがわたしの考え方の趣旨でありまして、もちろん、これまでもですね、関係の皆さんの努力によりまして、適正な運営はされてきていると思いますが、わたし自身はまだまだ現状を村民の総力をかけていけば、あの海浜運動公園はより村民にとって利用しやすい。あるいはより活性化した施設になるだろうというふうな期待を込めておりますので、それを民間に任せてしまうのはよろしくないし、発展の可能性が逆にいうと、そのことによって狭められるんじゃないかというのがわたしの問題意識であります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松本議員。

○議員（5 番 松本 二三子君） 5 番、松本です。大きい感じで言っておられるのはわかるんですけれども、同じようなことを言われて村長の方へも、建設産業課長の方も新しい案というのか、出してこられたのを委員会室で皆さんで聞いたんですけれども、それによるとまったくその一事

業者に対して行なっているものではないということ、皆さんの意見を聞きながらやっていくということ、そういう案を聞いたのでわたしは賛成できるかなと思ってしたんですけれども、あのキャッシュレスにしてみるとか、いろんなやり方をして下さるのがまあ委託に出すところなんだろうと思いますけれども、今までとちがう、今までキャンプ場は、まあまあお客さんが村外から来ておられるというのも理解していますし、ただ村民さんの声からするとグランドゴルフ使われているところは大丈夫と思うんですけれども、テニス場とかトイレのことですね。あの辺のことは村民さんからも話が出ているので、その辺がどれくらい、何て言うんでしょう。発展ではないですね、使用されていくのかという点、そういう所をやっぱり村民からの目だけでは難しいのではないかという判断だと思うんですけれども、そういう小さなところ、新しい取り組みなどが村だけでやっていけるかなというのがちょっとどうかなと思うんですけれども、そういうところはどうかと思います。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） いろいろご質問はあろうかと思いますが、村から示された資料は、これはタイムスケジュールありきなんですよ。ですから、今言われる問題意識も含めて、まずは役場内あるいはそういうしかる委員会、あるいはわれわれ自身も行財政の特別委員会を設けておりますので、そういった中でしっかり論点を議論して、その上でいろいろな情報を提供したり、入れるということになろうかと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 松本議員、最後です。

○議員（5 番 松本 二三子君） だいたいわかりますけれども、最後に一つだけ、これは予算を通してしまったらそういう論議はまったくできないということでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） そういう議論はできますけれども、村の予定でいいますと4月から280万円あまりをかけて、管理者を迎えて委託に出すということですので、その方法は拙速すぎるというのがわたしの考えです。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は修正案に対する反対討論から行いたいと思います。討論はありませんか。

山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 2番、山路です。わたくしは議案第16号令和2年度一般会計当初予算修正案に反対の立場で討論いたします。先ほど修正案を出されました前田議員とも、これまでの話をさせていただいた経過があります。冒頭ですね、議会のスムーズな運営を図るべき運営委員長がここまで関わっていいものかなと、きょう初めてこうした資料を見ますので、非常に疑問を感じます。まずこれが一言、最初の一言です。

まったくわたしは、議会運営委員長のある面では、公平的な立場で物事を考える中で、こうした姿勢はわたしは理解できません。内容からして明らかに反対討論であると、日程に従い堂々と反対討論をすべきであるというふうに思います。

また、動議の受付は議会運営内規第1章総則議案についての14項で、事前に議会運営委員長に申し出ると決まっております。もちろん、議会運営委員会で判断されたというふうには思っておりますけれども、議会内規ではこのように謳っております。議案の性質上、またこれまで長く協議した経過を踏まえれば、ここでいう事前とは少なくとも討論一覧表がFAXされるまでのことをいっていると、でなければならぬというふうに思っております。このような前例を認めることは内規ルールを逸脱し、討論の締め切り日が意味をなさなくなるのではないかと、非常にわたしは心配します。しかし、認められたということですので、急遽、短時間で賛成討論を修正しながら、この反対討論をせざるをえない状況におかれたところであります。結局、これまでわたしの心配していたとおりの状況が、現実のものとなったような気がしております。

問題となっている指定管理、当初からわたしは同議員も少し触れられておりますけれども、説明不足、執行部の足並みがそろわないことに異議を申し上げた一人であります。その後村長も出席され、理解を深める努力は十分になされたと理解しております。しかし、根本的な指定管理そのものの修正となれば、これは反対討論と同等であるとわたしは理解します。中田村政そのものを否決することに繋がると思っております。それこそ住民の付託をえた、また提案権を持つ首長判断があって当然とわたしは考えます。

少し客観的な立場から問題となる指定管理について述べてみますと、2003年平成15年9月、小泉政権時代、地方自治法の一部改正がなされ公の施設を民間事業者など法人、その他の団体が管理運営することとなり、サービスの向上、地域の活性化が期待されることとなり、多くの自治体ではその動きが加速したところであります。このような背景もあり、中田村長の手腕とともに、これまでの固定観念にとらわれない海浜運動公園を指定管理に出すことを目的とした、まず調査を提案されたところであります。区域の一体的な活用を推し進める取り組みに理解するものであります。

以上の理由をもって、議案第16号修正案に反対の立場で討論いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（井藤 稔君） つづいて修正案に対する賛成討論ありますでしょうか。賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 賛成討論がないようですので討論を終わります。これから議案第16号の修正案の採決を行います。提出された修正案について起立により採決を行います。この修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成少数〕

○議長（井藤 稔君） 賛成少数であります。したがって、前田議員他1名から提出されました修正案は否決されました。

改めて議案第16号の討論を行います。まず、委員長報告対し反対の討論から行います。討論はありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。先ほどの修正動議について、るる述べましたので、多くは今回延べませんが、この議案第16号令和2年度一般会計予算について委員長報告に反対の立場で討論をさせていただきます。海浜運動公園の管理をいかにするかという議論は、どういったかたちでもできると思いますが、その議論の余地なく春から民間に委託するという点について、わたくしはそれの趣旨は、議員として承知するわけにはならないというのがわたくしの考え方です。

海浜運動公園を民間業者に委ねた場合ですね、仮に赤字となった場合は営利企業でありますから、撤退をせざるをえません。まあ、そういった事例は全国各地おきております。また、仮にですね、黒字になった場合はそもそも海浜運動公園は長年ですね、村費をつぎ込んできた施設であります。住民の人から、村民から言えば税金を長年つぎ込んでここまで整備してきた施設でありますので、そこでのいわば利益がですね、民間事業者の利益になっていくということについても村民の立場からいけば、やや釈然としない状態になるかというふうに思っております。

いずれにしてもですね、その民間活力を導入する以前に日吉津村としてのこの海浜運動公園、海浜エリアを十分議論を尽くしてやるべきだと、そのことが結果的に活力を生むんだというふうに考えております。中田村長も今回の委託を海浜エリアの活性化検討のためと説明されておりますが、正直言いましてまだその具体性やたたき台も、何らわれわれに示されているわけでは

ないわけですから、その状態で春より業者へ委託するということについては、やや拙速と言わざるをえないのではないかというふうに思います。しかも指定管理者制度は一旦ですね、踏み出してしまうとそう簡単に見直しができにくいという事情を持っておりますので、われわれ議会としては今一步踏み止まって、検討をすべきだというふうなスタンスに、そういったスタンスに立つべきだというふうに思っております。

したがいまして、わたくしとしましてはこの新年度の一般会計予算について、そういう少なくともその前提とした民間委託というものを留保する形で村は進められるべきだというふうに思いますので、それが明解にされていない限り、この予算を認めるわけにならないというふうに思います。まあ、日吉津村の将来に、禍根を残すことのないように、同僚議員さんの改めてご理解をいただきたく、お願いを申し上げてわたしの反対討論とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（井藤 稔君） つづいて、賛成の討論はありませんか。

山路議員。

○議員（2 番 山路 有君） 失礼します。2 番、山路です。先ほどと重複するようなところが多くあると思いますけれども、ご理解願いたいというふうに思います。わたくしは議案第16号令和2 年度一般会計当初予算に賛成の立場で討論いたします。上程された指定管理問題、まことに説明不十分。執行部の足並みそろわず、経過の中では指摘されても仕方のないところであると思っております。まず最初に、このことを申し上げておきたいと思っております。当初予算否決されることは、中田村政そのものが否決されたということになります。事の重大さを認識し、その後村長自ら出席し、理解を深める努力がなされたところであります。経過はどうであれ、ここまでくれば住民の付託を受けた首長判断と言わざるをえないと思っております。最終判断は個々の議員判断にゆだねるところとなります。

少し客観的な立場から、問題となる指定管理について調べてみますと、これは先ほど述べましたけれども、2003年平成15年9 月小泉政権時代地方自治法の一部改正がなされ、公の施設を民間事業者など法人、その他団体が管理運営できることとなり、サービスの向上地域の活性化が期待されることとなり、多くの自治体ではその動きが加速したところであります。このような背景もあり、中田村長の手腕により、また、これまでの固定観念にとらわれることなく、海浜運動公園を指定管理に出すことを目的としたまず調査を提案されたところであり、理解するところであります。

問題は先ほど申し上げたとおり、説明の経過にあります。担当課長の全体的な概要把握の不足、

説明は指定管理ありきに終始しその目的必要性についての説明が不足したように思います。また各課説明においても、何件かこのような状況があったと振り返るところであります。今回の案件を教訓とするならば、予算審査の在り方を少し配慮されたらどうかと提案したいと思います。次年度主要施策の中でも特に大きな新規事業等については、その概要説明箇所だけでも村長自らが出席され、その目的、必要性について重複するのも知れませんが、説明されることを提案します。担当課長では説明が不足する部分があるように思います。あくまでも老婆心として申し上げたいと思います。また、会計は違えども当初予算審査の中でうなばら荘の決算見込みをあわせて報告されております。多額の補助金が歳出されている中で、担当課長が説明を行い終わりとしております。当たり前のようになった補助金、この姿勢に多くの議員は疑問をいただいております。次年度からは必ず問題となる案件であります。であるなら、慎重にわたしはかかるべきではあると、今後心配する一人であります。

終わりに、討論ある議会は活力ある議会と常々申し上げています。議員各位の積極的な姿勢こそ、村民から期待される村づくりにつながるものと確信しています。以上の理由をもって、議案第16号の賛成討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（井藤 稔君） ほかに討論はありませんか。討論がないようですのでこれで討論を終わります。これから議案第16号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は原案可決でありました。委員長の報告のとおり決定することに賛成方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（井藤 稔君） 起立多数と認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第17号討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。本議案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第18号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。本議案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第19号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。本議案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第24 議案第20号

○議長（井藤 稔君） 日程第24、議案第20号南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第20号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第25 発議第1号

○議長（井藤 稔君） 日程第25、発議第1号 日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を

求めます。

三島議会運営委員長。

○議会運営委員長（4番 三島 尋子君） 発議第1号、日吉津村議会議長井藤稔様、提出者日吉津村議会運営委員長三島尋子。日吉津村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに日吉津村議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出理由は、令和元年8月7日に報告された人事院勧告に基づき、特別職の議員の給与に関する法律の改正が行われました。これに伴い、令和2年4月1日から議会議員に係る期末手当の支給率を0.05月引き上げるものがございます。よろしく申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 説明が終わりました。この際質疑討論はないものとして、採決を行います。本発議は原案とおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第26 発議第2号

○議長（井藤 稔君） 日程第26、発議第2号女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井でございます。ただいま議長の方からご紹介がございました。発議第2号、これにつきまして、ご説明させていただきます。令和2年3月23日日吉津村議会議長井藤稔様、提出者総務経済常任委員長橋井満義。女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書について、上記の発議を別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出をさせていただくものがございます。

本発議第2号につきましては、本日の冒頭でもご紹介申し上げました陳情第1号の結果に基づいて行うものがございます。本陳情第1号は委員会で採択となり、本意見書を提出するものがございます。なお、本陳情の第1号につきましては、本議会において不採択となったものがございます。以上、委員会で採択の結果に基づき、意見書を提出させていただくものがございます。

朗読させていただきます。女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書。女

性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、2020年1月現在、締約国189カ国中113カ国が批准している。条約締約国個人または集団が、条約で補償された権利の侵害を、女性差別撤廃委員会に直接申し立てをすることができ、委員会が内容を審議し、通報者と当事国に見解、勧告をする制度を定めている。

女性差別撤廃条約の締約国は、女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意している。国連が定めた国際的な基準の適用を、積極的に国内で進めることが締約国である日本政府の役割であることは明らかである。2016年に、日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会をはじめ、2017年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会も、同条約選択議定書の批准を再度日本政府に勧告している。2020年までの政府の第4次男女共同参画基本計画は、女子差別撤廃条約の積極的順守等に努める。女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期批准について真剣に検討を進めるとしている。

以上、地方自治法第99条により、意見書を提出する。令和2年3月23日鳥取県西伯郡日吉津村議会、提出先衆参両議長様宛でございます。以上でございます。慎重審議よろしくお願ひします。

○議長（井藤 稔君） 説明が終わりました。この際質疑討論ないものとして採決を行います。原案のとおり、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（井藤 稔君） 起立少数と認めます。したがって、発議第2号は否決されました。

---

### 日程第27 発議第3号

○議長（井藤 稔君） つづきまして、日程第27、発議第3号選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（3番 橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井です。先ほどの発議第2号と同様に本総務常任委員会では、陳情第2号として委員会採択されたものでございます。以上に基づき意見書を提出させていただくものでございます。なお、陳情第2号につきましては、本議会において不採択となったものでございます。

発議第3号、日吉津村議会議長井藤稔様、令和2年3月23日、提出者総務経済常任委員長橋井満義。選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第21項の規定により提出をさせていただきます。選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書。

現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、通称使用などによる不利益・不都合を強いられている。婚姻の際、実際には96パーセントが夫の姓になっているのは間接的な女性差別であり、夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反する。

別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声はますます切実で、提訴が相次ぎ、世論調査でも賛成が反対を上回っている。女性のみにも適用される再婚禁止期間の廃止も、緊急の課題である。

2015年12月、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合意」という不当な判断を示したが、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しており、一日も早い国会の対応が求められる。国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対して民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告し、2016年3月には、最高裁判所にかかわらず、現行民法の規定は差別的であるとして、あらためて早急な是正を勧告している。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和2年3月23日、鳥取県西伯郡日吉津村議会。提出先、衆参両議長様でございます。以上皆様、慎重審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 説明が終わりました。この際、質疑討論ないものとして採決を行います。原案のとおり意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（井藤 稔君） 起立少数と認めます。したがって、発議第3号は否決されました。

---

#### 日程第28 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（井藤 稔君） 日程第28、総務経済常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。総務経済常任委員長から所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第29 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（井藤 稔君） 日程第29、教育民生常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とし

ます。教育民生常任委員長から所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 日程第30 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（井藤 稔君） 日程第30、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

広報広聴常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### 日程第31 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（井藤 稔君） 日程第31、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から任期満了までの議会運営について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長（井藤 稔君） 以上で、本定例会の会議に付議された議案はすべて終了いたしました。

ここで閉会にあたり議長からひと言ご挨拶を申し上げます。本定例会は国内外における新型コロナウイルスの感染拡大の中での開催となりました。開催初日の2日には、県下の大半の小・中・高校が休校に入り、本定例会も会期中たえず、休会の恐れのある中での開催となったところであります。幸い本村、本県内においては現在まで、感染発生が認知されていないところであります。国内外の情勢を見ますと現在も、終息のめどが立たないといった状況であります。今後も必要な感染防止対策が継続される状況にあります。

このような中、議会議員の皆さんはもちろんですが、とりわけ村長以下執行部の皆さんには感染防止対策などで大変お忙しい中、議会開催にご協力をいただいたところであります。また、議事を傍聴いただきました村民の皆さんも手指の消毒やマスクの着用をお願いするなど、大変ご不便をおかけしました。閉会にあたりまして議長からお礼を申し上げたいと思います。

これをもって、会議を閉じ令和2年第1回日吉津村議会定例会を閉会いたします。

午後4時20分閉会

---